

ハウジングサービス規約

1.(データセンターの障害等)当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。

2.(作業要請の受付け)当社は、契約者からの要請に基づき、サーバ再起動又は電源リセット操作を実施します。

契約者は、要請した作業によって起こりうる情報の喪失や契約者機器の物理的損害等の危険性を十分理解した上で、当社に作業を要請するものとします。当社は、前項の要請に基づく作業により発生した結果については、予見の有無を問わず一切その責任を負わないものとします。

3.(契約者機器の接続)

当社は、接続サービスのための接続点をラック内に設け、利用開始日までに接続サービスを利用可能状態とします。

契約者は、契約者機器と接続点を接続するためのケーブルを用意し、当社の社員立会いのもと、自らの責任において接続作業を行うものとします。

4.(契約者機器の搬入)

契約者は、契約者機器を利用開始日以降に当社の指定する場所へ搬入するものとします。

当社は、搬入された契約者機器に不備が認められる場合、当該契約者機器を撤去、返送することがあります。この場合、返送のための作業費および運送費は当該契約者の負担とします。

5.(契約者機器の運用)

契約者機器は、当該契約者の責任において運用するものとします。当社は、2.(作業要請の受付け)に定める作業以外には、契約者機器に対して一切の作業、操作等を行わないものとします。

6.(データセンターへの立入り)

契約者は、次の各号のいずれかに該当する目的に限り、当社に対しデータセンターへの立入りを要請することができます。

- (1) 契約者機器の搬入または搬出。
- (2) 契約者機器への物理的作業の実施。
- (3) 契約者機器の保守上最低限必要な作業の実施。

当社は、前項の要請に対して、その作業内容が、当社が本サービスを提供する上で支障になると判断した場合は、入室を許可しないことがあります。

契約者は、契約者の所有に属さない機器、設備、備品、建築物その他いかなる動産及び不動産に対して、変更、操作、変形、調整、または修理等を行ってはなりません。

契約者は、次の各号のいずれかに該当するものをデータセンターに持ち込んではなりません。

- (1) マニュアル類以外の紙製品やその他の可燃性物質。
- (2) コンピュータや通信機器等に妨害を与える電磁機器。
- (3) 石油、アルコール類。
- (4) 食品、飲料、水。
- (5) 発物、武器等の危険物。
- (6) その他当社が本サービスを安全に提供する上で支障になると判断したもの。

7.(免責)

本サービスに関する当社の責任は、サーバ稼働環境を契約者機器の設置・運用に必要な状態に維持することのみとします。当社は、契約者機器の滅失、毀損または運用の結果により発生した損害について、直接損害、間接損害を問わずまたは予見の有無に係わらず、一切その責任を負わないものとします。前項に起因して第三者からなされた損害賠償請求等の補償についても契約者の責任で対処するものとし、当社は免責されるものとします。

○IDC立会い料金

営業時間内(月—金

09:00—18:00) 250元/回(1時間まで)

営業時間外(休日・

公認祝日を含む) 500元/回(1時間まで)

1時間毎に100元加算し合計4時間を限度とします。

○監視サービス(有償サービスを含む)

当社が提供する監視サービスの仕様は以下の通りです。

- ・ 監視方法: サービスポート単位の監視。対象プロトコルを用いたインターネットセグメントからの応答確認
※インターネットセグメントよりアクセスできない場合、基本的に監視は行いません。
- ・ 監視対象: 5 サービスポート／1 契約(追加の場合は別途有償対応)
- ・ 監視可能プロトコル: ICMP(ping)、HTTP、HTTPS、SMTP、POP3、FTP
※ポート番号の指定がない場合、プロトコル標準のポートに対し監視を実施
- ・ 監視間隔: おおよそ10分間に1回
- ・ 提供条件: 監視機器より監視対象ポートに対するアクセスが可能であること
- ・ 障害発生判定: チェック時に応答なしの場合、監視間隔ごとに3回再チェックを実施。それでも応答なしの場合、異常と判定
- ・ 通知方法: 営業時間内(月—金 09:00—18:00) 携帯へのショートメッセージ
営業時間外(休日・公認祝日を含む) 携帯へのショートメッセージ

爱梯维(上海)信息技术有限公司